

○古物に係る競りの中止

(第 21 条の 7)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日

平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第 21 条の 7
処分の概要	古物に係る競りの中止
原権者 (委任先)	警察本部長又は警察署長
法令の定め	
処分基準	出品された古物について、盗品等(盗品その他財産に対する罪によって領得された物をいう。以下同じ。)であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、当該古物に係る競りを中止することを命ずる。 なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察本部長又は警察署長